

# **障がい者支援施設 指導調書**

## **(兼利用者処遇に係る指導調書)**

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

## 調書中の留意事項

- 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平18厚令172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
平18厚令177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平18厚令541	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準
平18厚令543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
平18厚令544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
平18厚告545	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
平18厚告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
平18厚告553	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等
平18厚告556	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者
平23厚告378	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金
平24厚告268	厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)

○二重線で囲んでいる「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(39頁・50頁)については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年7月23日障発0123第2号)の主眼事項及び着眼点等に記載されておりませんが、給付費の適正化を図るために指導調書には記載しています。そのため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)。

- 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。
- 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。
- 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。
- 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

## 第1 基本方針（法第44条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	(1) 指定障がい者支援施設等は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障がい福祉サービスを提供しているか。	平18厚令172 第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障がい福祉サービスの提供に努めているか。	平18厚令172 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令172 第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	

## 第2 人員に関する基準（法第44条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
一 従業者の員数	指定障がい者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。				
(1) 生活介護を行う場合	生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第1号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証	適・否・非該当	
① 医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第1号イ(1)	勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。  (ア) ①から③までに掲げる平均障がい支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数 ① 平均障がい支援区分が4未満 利用者（平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を6で除した数	平18厚令172 第4条第1項 第1号イ(2)(一)  平18厚告553 の三	適・否・非該当  適・否・非該当  適・否・非該当  適・否・非該当		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>② 平均障がい支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数      ③ 平均障がい支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数      (イ) (ア) ①の告示の三に定める者である利用者の数を 10 で除した数</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1 以上となっているか。</p>				
	<p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。      ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1 以上となっているか。      また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ(2)(二)  平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ(2) (三)、第 1 号ハ		適・否・非該当	
	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上      イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上      また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ(3)、 第 1 号ホ		適・否・非該当	
(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合	自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項、 第 2 号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ(1)(一)		適・否・非該当	
	<p>イ 看護職員の数は、1 以上となっているか。      また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ(1) (二)、第 2 号ニ		適・否・非該当	
	ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1 以上となっているか。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 エ 生活支援員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。	第2号イ(1) (三)、第2号ハ  平18厚令172 第4条第1項 第2号イ(1) (四)、第2号木		適・否・非該当	
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項、 第2号イ(2) 第2号ヘ		適・否・非該当	
③ 訪問による自立訓練（機能訓練）	指定障がい者支援施設等が、指定障がい者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	平18厚令172 第4条第1項 第2号口		適・否・非該当	
（3）自立訓練（生活訓練）を行う場合	自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第3号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
① 生活支援員（看護職員）	ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第3号イ(1)		適・否・非該当	
	イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。	平18厚令172 第4条第1項 第3号口		適・否・非該当	
	ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第3号ニ		適・否・非該当	
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第3号イ(2)、 第3号木		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
③ 訪問による自立訓練（生活訓練）	指定障がい者支援施設等が、指定障がい者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	平18厚令172 第4条第1項、 第3号ハ		適・否・非該当	
（4）就労移行支援を行う場合 Ⅰ 就労移行支援	就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	平18厚令172 第4条第1項、 第4号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第4号イ(1)、 第4号ハ		適・否・非該当	
② 就労支援員	ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。	平18厚令172 第4条第1項、 第4号イ(2)		適・否・非該当	
③ サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第4号イ(3)、 第4号ニ		適・否・非該当	
Ⅱ 認定指定障がい者支援施設	Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障がい者支援施設（認定指定障がい者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりなっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第4号ロ			
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	平18厚令172 第4条第1項 第4号ロ(1)、 第4号ハ		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号口(2)、 第 4 号木		適・否・非該当	
(5) 就労継続支援B型を行う場合	就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1 以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか 1 人以上は、常勤となっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ(1)、 第 5 号口		適・否・非該当	
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数になっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 5 号イ(2)、 第 5 号ハ		適・否・非該当	
(6) 施設入所支援を行う場合	施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 6 号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
① 生活支援員	<p>施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	平18厚令172 第4条第1項 第6号イ(1)、 第6号ロ 平18厚告553 の四	従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
② サービス管理責任者	当該指定障がい者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	平18厚令172 第4条第1項 第6号イ(2)		適・否・非該当	
二 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平18厚令172 第4条第2項	利用者数（平均利用人数） が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
三 職務の専従	一に規定する指定障がい者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	平18厚令172 第4条第3項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)	適・否・非該当	
2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	<p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の一の(1)の②のエ、一の(2)の①のイ及びエ、一の(3)の①のウ、一の(4)のIの①のエ、並びに一の(5)の①のエの規定にかかわらず、当該指定障がい者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができます。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設等は、第2の一の(1)の③、一の(2)の②、一の(3)の②、一の(4)のIの③、一の(4)のIIの②並びに一の(5)の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障がい者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提</p>	平18厚令172 第5条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
		平18厚令172 第5条第2項 平18厚告544 の三	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 人以下 1以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 人以上 1に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>		が分かる書類(利用者名簿等)		
3 従たる事業所を設置する場合における特例	指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。	平 18 厚令 172 第 5 条の 2 第 2 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)	適・否・非該当	

### 第3 設備に関する基準（法第44条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 設備 (1) 設備	<p>指定障がい者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。（相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。）</p> <p>（経過的指定障がい者支援施設等については、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。）</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 1 項、 第 6 条第 4 項、 附則第 5 条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
(2) 設備の基準	指定障がい者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
①訓練・作業室	<p>ア 専ら当該指定障がい者支援施設等が提供する施設障がい福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。</p> <p>（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 1 号イ、ロ、ハ		適・否・非該当	
②居室	<p>ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。</p> <p>イ 地階に設けていないか。</p> <p>ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項 第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	力 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。				
③食堂	ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。	平18厚令172 第6条第2項 第3号イ、ロ		適・否・非該当	
④浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	平18厚令172 第6条第2項 第4号		適・否・非該当	
⑤洗面所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	平18厚令172 第6条第2項 第5号イ、ロ		適・否・非該当	
⑥便所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	平18厚令172 第6条第2項 第6号イ、ロ		適・否・非該当	
⑦相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平18厚令172 第6条第2項 第7号		適・否・非該当	
⑧廊下幅	ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか	平18厚令172 第6条第2項 第8号イ、ロ		適・否・非該当	
(3)認定指定障がい者支援施設	認定指定障がい者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。	平18厚令172 第6条第3項	設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
(経過措置) (1)多目的室の経過措置	平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障がい者更生施設、指定身体障がい者療護施設若しくは指定特定身体障がい者授産施設、指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設若しくは指定知的障がい者通勤寮又は精神障がい者生活訓練施設若しくは精神障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。	平18厚令172 附則第15条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
（2）居室の定員の経過措置	施行日において現に存する指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設又は指定知的障がい者通勤寮において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のア中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。	平18厚令172 附則第16条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
（3）居室面積の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定身体障がい者更生施設、指定身体障がい者療護施設（旧身体障がい者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障がい者授産施設、指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設、指定知的障がい者通勤寮、旧身体障がい者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する精神障がい者生活訓練施設又は精神障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障がい者更生施設若しくは指定特定身体障がい者授産施設であって旧身体障がい者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設若しくは指定知的障がい者通勤寮であって旧知的障がい者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。</p> <p>④ 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障がい児施設等であって、同日以後指定障がい者支援施設等となるものに対する第3の1の(2)の②のウの規定の適用については、当分の間、「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障がい者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物</p>	平18厚令172 附則第17条 第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		平18厚令172 附則第17条 第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		平18厚令172 附則第17条の2	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	の構造を変更した部分については、この限りでない。				
(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置	① 施行日において現に存する指定身体障がい者更生施設、指定特定身体障がい者授産施設、指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設、指定知的障がい者通勤寮、精神障がい者生活訓練施設又は精神障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。	平18厚令172 附則第18条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障がい児施設等であって、同日以後指定障がい者支援施設等となるものについては、当分の間、第3の1の(2)の②のキの規定は適用しない。ただし、指定障がい者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。	平18厚令172 附則第18条の2	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
(5) 廊下幅の経過措置	① 施行日において現に存する指定知的障がい者更生施設又は指定特定知的障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。	平18厚令172 附則第19条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	② 施行日において現に存する指定知的障がい者通勤寮、精神障がい者生活訓練施設又は精神障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。	平18厚令172 附則第19条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	③ 施行日において現に存する指定身体障がい者更生施設、指定身体障がい者療護施設、指定特定身体障がい者授産施設、指定知的障がい者更生施設又は指定特定知的障がい者授産施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。	平18厚令172 附則第19条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	④ 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障がい児施設等であって、同日以後指定障がい者支援施設等となるものについては、当分の間、第3の1の(2)の⑧の規定は適用しない。ただし、指定障がい者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。	平18厚令172 附則第20条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第4 運営に関する基準（法第44条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定障がい者支援施設等は、支給決定障がい者が施設障がい福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障がい福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障がい福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令172 第7条第1項	重要事項説明書 利用契約書	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令172 第7条第2項	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスを提供するときは、当該施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障がい者の受給者証に記載しているか。	平18厚令172 第8条第1項	受給者証の写し	適・否・非該当	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者の支給量を超えていないか。	平18厚令172 第8条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令172 第8条第3項	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令172 第8条第4項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
3 提供拒否の禁止	指定障がい者支援施設等は、正当な理由がなく施設障がい福祉サービスの提供を拒んでいないか。	平18厚令172 第9条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 連絡調整に対する協力	指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令172 第10条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	(1) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障がい者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令172 第11条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定障がい者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平18厚令172 第11条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平18厚令172 第12条	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令172 第13条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令172 第13条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令172 第14条	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めているか。	平18厚令172 第15条第1項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令172 第15条第2項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
10 身分を証する書類の携行	指定障がい者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令172 第16条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障がい福祉サービスを提供した際は、当該施設障がい福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を当該施設障がい福祉サービスの提供の都度、記録しているか。	平18厚令172 第17条第1項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障がい福祉サービスを提供した際は、当該施設障がい福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	平18厚令172 第17条第2項	サービス提供の記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定障がい者支援施設等は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障がい福祉サービスの種類ごとに、支給決定障がい者から施設障がい福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令172 第17条第3項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 指定障がい者支援施設等が支給決定障がい者に求めることでできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定障がい者支援施設等が、施設障がい福祉サービスを提供する支給決定障がい者に対して金銭の支払を求める能够性は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者に支払を求めることが適當であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平18厚令172 第18条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(1) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスを提供した際は、支給決定障がい者から施設障がい福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定障がい者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障がい福祉サービスを提供した際は、支給決定障がい者から施設障がい福祉サービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  (3) 指定障がい者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障がい福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障がい者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けているか。	平18厚令172 第19条第1項	請求書 領収書	適・否・非該当	
13 利用者負担額等の受領	① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用 (次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。) (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障がい者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障がい者にあっては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障がい者にあっては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 イ 創作的活動にかかる材料費 ウ 日用品費 エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支	平18厚令172 第19条第3項 第1号 平18厚令172 第19条第4項 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条 第1~4号	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	給決定障がい者に負担させることが適當と認められるもの				
	<p>② 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適當と認められるもの</p>	平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項 第 2 号	適・否・非該当		
	<p>③ 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障がい者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第 21 条第 1 項第 1 号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障がい者特別給付費が利用者に代わり当該指定障がい者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。） イ 平成 18 年厚生労働省告示第 541 号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ウ 被服費 エ 日用品費 オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適當と認められるもの</p>	平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項 第 3 号 平 18 政令 10 第 21 条の 3 第 1 項 平 18 厚告 541 号	適・否・非該当		
	(4) 指定障がい者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。	平 18 厚令 172 第 19 条第 5 項	領収書	適・否・非該当	
	(5) 指定障がい者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。	平 18 厚令 172 第 19 条第 6 項	重要事項説明書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
14 利用者負担額に係る管理	(1) 指定障がい者支援施設等は、支給決定障がい者（当該指定障がい者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障がい者支援施設等が提供する施設障がい福祉サービス等及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定障がい福祉サービス及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該施設障がい福祉サービス及び当該他の指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定障がい者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令172 第20条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、支給決定障がい者（当該指定障がい者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障がい者が同一の月に当該指定障がい者支援施設等が提供する施設障がい福祉サービス及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該施設障がい福祉サービス及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障がい者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令172 第20条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定障がい者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障がい福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者に対し、当該支給決定障がい者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。	平18厚令172 第21条第1項	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障がい福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者に対して交付しているか。	平18厚令172 第21条第2項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
16 施設障がい福祉サービスの取扱方針	(1) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障がい福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	平18厚令172 第22条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等の従業者は、施設障がい福祉サービスの提供	平18厚令172	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定障がい者支援施設等は、その提供する施設障がい福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第 22 条第 2 項 第 22 条第 3 項			
17 施設障がい福祉サービス計画の作成等	(1) 指定障がい者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障がい福祉サービスに係る個別支援計画（施設障がい福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。  (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障がい福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障がい福祉サービスを提供するまでの留意事項等を記載した施設障がい福祉サービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障がい者支援施設等が提供する施設障がい福祉サービス以外の保健医療サービス又は他の福祉サービス等との連携も含めて施設障がい福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (5) サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。  (6) サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障がい福祉サービス計画を利用者に交付しているか。  (8) サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成後、施設障がい福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1	平 18 厚令 172 第 23 条第 1 項	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 2 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 4 項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況 が分かる書類	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 5 項	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 6 項	個別支援計画	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 7 項	入所者に交付した記録 個別支援計画	適・否・非該当	
		平 18 厚令 172 第 23 条第 8 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障がい福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障がい福祉サービス計画の変更を行っているか。  (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (10) 施設障がい福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。				
18 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障がい者支援施設等以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。  ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	平18厚令172 第23条第9項  平18厚令172 第23条第10項  平18厚令172 第24条	モニタリング記録 面接記録  (2)から(7)に掲げる確認資料  個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当  適・否・非該当  適・否・非該当  適・否・非該当  他の従業者に指導及び助言した記録	
19 相談等	(1) 指定障がい者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  (2) 指定障がい者支援施設等は、利用者が、当該指定障がい者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障がい福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。	平18厚令172 第25条第1項  平18厚令172 第25条第2項	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料	適・否・非該当  適・否・非該当	
20 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  (2) 指定障がい者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	平18厚令172 第26条第1項  平18厚令172 第26条第2項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等  個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当  適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定障がい者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。	平18厚令172 第26条第3項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	平18厚令172 第26条第4項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(5) 指定障がい者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	平18厚令172 第26条第5項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(6) 指定障がい者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。	平18厚令172 第26条第6項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	(7) 指定障がい者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障がい者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	平18厚令172 第26条第7項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
21 訓練	(1) 指定障がい者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	平18厚令172 第27条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	平18厚令172 第27条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	平18厚令172 第27条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障がい者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平18厚令172 第27条第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 生産活動	(1) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。	平18厚令172 第28条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮している	平18厚令172 第28条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
か。	(3) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平18厚令172 第28条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	平18厚令172 第28条第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
23 工賃の支払等	(1) 指定障がい者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	平18厚令172 第29条第1項	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類（出納簿等）	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（工賃の平均額）を、3000円を下回るものとしていないか。	平18厚令172 第29条第2項	工賃平均額が分かる書類（1年間の工賃支払総額、1か月の工賃支払対象者延べ人数等）	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。	平18厚令172 第29条第3項	工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類（ケース記録等）	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しているか。	平18厚令172 第29条第4項	工賃の目標水準を設定した根拠が分かる書類（工賃支給規程、工賃向上計画書等） 利用者への工賃通知の控え 県への報告書	適・否・非該当	
24 実習の実施	(1) 指定障がい者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障がい福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。	平18厚令172 第30条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障がい福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。	平18厚令172 第30条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	平18厚令172 第30条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
25 求職活動の支援等の実施	(1) 指定障がい者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。	平18厚令172 第31条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	平18厚令172 第31条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	平18厚令172 第31条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定障がい者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。	平18厚令172 第32条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	平18厚令172 第32条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	平18厚令172 第32条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	平18厚令172 第32条第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
27 就職状況の報告	指定障がい者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しているか。	平18厚令172 第33条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
28 食事	(1) 指定障がい者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。	平18厚令172 第34条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	平18厚令172 第34条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 必要な栄養所要量が確保されているか。	平18厚令177 第29条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼項目	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
28 食事・栄養管理の実施	(4)嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5)指定障がい者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平18厚令172 第34条第3項 平18厚令177 第29条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(6)食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。	平18厚令177 第29条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(7)保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。		目視	適・否・非該当	
	(8)食器類の衛生管理に努めているか。		目視	適・否・非該当	
	(9)給食関係者の検便は適切に実施されているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(10)調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平18厚令172 第34条第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(11)指定障がい者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障がい者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平18厚令172 第34条第5項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
29 社会生活上の便宜の供与等	(1)指定障がい者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	平18厚令172 第35条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2)指定障がい者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平18厚令172 第35条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3)指定障がい者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平18厚令172 第35条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
30 健康管理	(1)指定障がい者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平18厚令172 第36条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2)指定障がい者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。	平18厚令172 第36条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
31 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障がい福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令172 第37条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
32 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	指定障がい者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障がい者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用するこ	平18厚令172 第38条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	とができるようにしているか。				
33 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等の設置者が利用者に係る平成23年厚生労働省告示第378号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者にかかる金銭」という）をその他の財産と区分すること。</p> <p>② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者にかかる金銭を当該利用者に取得させること。</p>	平18厚令172 第38条の2 平23厚告378	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
34 支給決定障がい者に関する市町村への通知	<p>指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスを受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに施設障がい福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平18厚令172 第39条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
35 管理者による管理等	<p>(1) 指定障がい者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、当該指定障がい者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障がい者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障がい者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	平18厚令172 第40条第1項	勤務実績表 出席簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等の管理者は、当該指定障がい者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平18厚令172 第40条第2項	業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等）	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等の管理者は、当該指定障がい者支援施設等の従業者に第2から第4を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令172 第40条第3項	従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）	適・否・非該当	
36 運営規程	<p>指定障がい者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 指定障がい者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する施設障がい福祉サービスの種類</p>	平18厚令172 第41条	運営規程	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定 障がい者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障 がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項				
37 勤務体制の確保等	(1) 指定障がい者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障がい福祉サービスを提供できるよう、施設障がい福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平18厚令172 第42条第1項	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの種類ごとに、当該指定障がい者支援施設等の従業者によって施設障がい福祉サービスを提供しているか。  (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平18厚令172 第42条第2項	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令172 第42条第3項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定障がい者支援施設等は、適切な施設障がい福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令172 第42条第4項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
38 業務継続計画の策定等	(1) 指定障がい者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  【令和6年3月31日までは努力義務】	平18厚令172 第42条の2 第1項	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※研修：年2回以上	平18厚令172 第42条の2 第2項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>※訓練：年2回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】</p> <p>(3) 指定障がい者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】</p>				
39 定員の遵守	<p>指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障がい福祉サービスの提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	平18厚令172 第42条の2 第3項	<p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>	適・否・非該当	
40 非常災害対策	<p>(1) 指定障がい者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定障がい者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障がい者支援施設等は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】</p> <p>(4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平18厚令172 第44条第1項</p> <p>平18厚令172 第44条第2項</p> <p>平18厚令172 第44条第3項</p>	<p>非常災害対策計画 消防計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>	<p>適・否・非該当</p> <p>適・否・非該当</p> <p>適・否・非該当</p>	
41 衛生管理等	<p>(1) 指定障がい者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定障がい者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※委員会：3月に1回以上</p> <p>② 当該指定障がい者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定障がい者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん</p>	<p>平18厚令172 第45条第1項</p> <p>平18厚令172 第45条第2項</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>	<p>適・否・非該当</p> <p>適・否・非該当</p>	

主眼項目	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>※研修：年2回以上</p> <p>※訓練：年2回以上</p> <p>【令和6年3月31日までは努力義務】</p> <p>(3)衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(4)居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>				
42 協力医療機関等	<p>(1)指定障がい者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2)指定障がい者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	平18厚令172 第46条第1項	目視	適・否・非該当	
		平18厚令172 第46条第2項	目視	適・否・非該当	
43 掲示	指定障がい者支援施設等は、指定障がい者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定障がい者支援施設等は、これらの事項を記載した書面を当該指定障がい者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平18厚令172 第47条第1項、 第2項	施設の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
44 身体拘束等の禁止	<p>(1)指定障がい者支援施設等は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p> <p>(2)指定障がい者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の3の(5)の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p> <p>(3)指定障がい者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。※研修：年1回以上</p> <p>※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の3の(5)の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p>	平18厚令172 第48条第1項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
		平18厚令172 第48条第2項	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
		平18厚令172 第48条第3項	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
45 秘密保持等	(1) 指定障がい者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないいか。	平18厚令172 第49条第1項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令172 第49条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平18厚令172 第49条第3項	個人情報同意書	適・否・非該当	
46 情報の提供等	(1) 指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障がい者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令172 第50条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、当該指定障がい者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令172 第50条第2項	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
47 利益供与等の禁止	(1) 指定障がい者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障がい者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令172 第51条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	平18厚令172 第51条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
48 苦情解決	(1) 指定障がい者支援施設等は、その提供した施設障がい福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚令172 第52条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚令172 第52条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定障がい者支援施設等は、その提供した施設障がい福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障がい者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び	平18厚令172 第52条第3項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定障がい者支援施設等は、その提供した施設障がい福祉サービスに 関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設 障がい福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提 示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦 情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っ ているか。</p> <p>(5) 指定障がい者支援施設等は、その提供した施設障がい福祉サービスに 関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告 若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員か らの質問若しくは指定障がい者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の 物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県 知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村 長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行っているか。</p> <p>(6) 指定障がい者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から 求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町 村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障がい者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正 化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協 力しているか。</p>				
49 事故発生時の対応	<p>(1) 指定障がい者支援施設等は、利用者に対する施設障がい福祉サービス の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障がい者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置 について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障がい者支援施設等は、利用者に対する指定障がい福祉サービス の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ ているか。</p>	平18厚令172 第52条第4項	都道府県からの指導又は 助言を受けた場合の改善 したことが分かる書類	適・否・非該当	
50 虐待の防止	<p>指定障がい者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定障がい者支援施設等における虐待の防止するための対策を検</p>	平18厚令172 第54条の2	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
			運営適正委員会の調査又 はあっせんに協力したこ とが分かる資料	適・否・非該当	
		平18厚令172 第54条第1項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等 への報告記録	適・否・非該当	
		平18厚令172 第54条第2項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
		平18厚令172 第54条第3項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行っ たことが分かる資料(賠償 責任保険書類等)	適・否・非該当	
			委員会議事録 研修を実施したことが分 かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※年1回以上</p> <p>② 当該指定障がい者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。※年1回以上</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>		担当者を配置していることが分かる書類		
51 会計の区分	指定障がい者支援施設等は、実施する施設障がい福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障がい者支援施設等の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	平18厚令172 第55条	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
52 地域との連携等	指定障がい者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平18厚令172 第53条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
53 記録の整備	(1) 指定障がい者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令172 第56条第1項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定障がい者支援施設等は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障がい福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サービスの提供の記録</li> <li>② 施設障がい福祉サービス計画</li> <li>③ 支給決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録</li> <li>④ 身体拘束等の記録</li> <li>⑤ 苦情の内容等の記録</li> <li>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	平18厚令172 第56条第2項	左記①から⑥までの書類	適・否・非該当	
54 電磁的記録等	(1) 指定障がい者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することができる義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平18厚令172 第57条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが	平18厚令172 第57条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。				

#### 第5 変更の届出等（法第46条第3項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	指定障がい者支援施設の設置者は、設置者の住所その他施行規則第34条の26で定める事項に変更があったときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第3項 施行規則第34条の26	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第6 介護給付費の算定及び取扱い（法第29条第3項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 介護給付費等基本的事項	(1)「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  (2)額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。	平18厚告第523号 平18厚告第523号	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当 適・否・非該当	
	【多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する障がい者支援施設の場合】				
	「サービスの組み合わせ」及び「従業員の員数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか				
	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例			
	適用あり	適用なし			
	「児」+「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定		
	「者」+「者」	「合計定員」の報酬を算定	「合計定員」の報酬を算定		
	「児」+「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定		
				適・否・非該当	
	(貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください)				
	サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 施設入所支援					
2 施設入所支援サービス費	<p>(1) 施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員及び障がい支援区分(障がい支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障がい支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>①区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当する者          ②指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く)、指定就労移行支援又は指定就労継続支援B型(指定自立訓練等)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者          ③別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援A型を受ける者</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号 第2号</p> <p>※地方公共団体が設置する指定障がい者支援施設の指定施設入所支援の単位(指定施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>(2) 経過的施設入所支援サービス費については、平成24年3月31日において現に存していた旧指定知的障がい児施設等に入所したもののうち、当該旧指定知的障がい児施設等に継続して入所している者に対して、旧指定障がい者支援施設基準の規定によりみなされた指定障がい者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。</p>	<p>平18厚告第523号別表第9の1の注1          平18厚告第556号の第2号</p>	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
3 減算	施設入所支援サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。				

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(1) 定員超過	ア 1日当たりの利用者の数 (I) 利用定員 50人以下の指定障がい者支援施設等の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (II) 利用定員 51人以上の指定障がい者支援施設等の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数を、利用定員に加えて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 1 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 夜勤職員欠如	ウ 指定障がい者支援施設等（みなし指定障がい者支援施設を除く。）に置くべき生活支援員の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 1 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(3) 個別支援計画未作成	エ 指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障がい福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 作成されていない期間が3ヶ月未満の場合、所定単位数の100分の70 (二) 作成されていない期間が3ヶ月以上の場合、所定単位数の100分の50	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 1 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(4) 栄養士等未配置等減算	オ 指定障がい者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 1 の注 4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(5) 身体拘束廃止未実施減算	カ 第4の44に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。ただし、第4の44の(3)に該当する場合であっても、令和5年3月31日までの間は減算しない。	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 1 の注 5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
4 夜勤職員配置体制加算	(1) 夜勤を行う職員として置くべき第2の一の(6)の①の生活支援員の員数が次の①～③のいずれかに該当するものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上 ②前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上 ③前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に前年度の利用者数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	た数以上  ※地方公共団体が設置する指定障がい者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。				
5 重度障がい者支援加算	(1) 重度障がい者支援加算(Ⅰ)については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、基準上の人員配置に加え、常勤換算方法で、看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 重度障がい者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定障がい者支援施設において、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障がい者が 2 人以上利用しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに 1 日につき 22 単位を加算しているか。	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 3 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 重度障がい者支援加算(Ⅱ)については、次の①及び②のいずれにも該当するものとして市長に届け出た指定障がい者支援施設において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ①別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が 1 人以上利用していること。 ②従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を 1 以上配置し、支援計画シート等を作成すること。  ※別に厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準…平 18 厚告第 551 号第 3 号のハ(1)参照	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 3 の注 3 平 18 厚告第 551 号第 3 号のハ(1)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(4) (3) の重度障がい者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障がい者支援施設において、指定基準に掲げる人員配置(人員配置体制加算を算定している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を 1 以上配置しているものとして市長に届け出た指定障がい者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。  ※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準…平 18 厚告第 543 号第 22 号参照	平 18 厚告第 523 号別表第 9 の 3 の注 4 平 18 厚告第 543 号第 22 号	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については算定しない。 (5)(4)の加算が算定されている指定障がい者支援施設については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数を加算しているか。				
6 夜間看護体制加算	夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障がい者支援施等において、指定生活介護を受ける利用者に対して指定施設入所支援を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（5(1)の重度障がい者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして届け出た施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号別表第9の3の注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
7 視覚・聴覚言語障がい者支援体制加算	視覚障がい者等である指定施設入所支援の利用者の数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障がい者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号別表第9の4の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
8 入所時特別支援加算	新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号別表第9の5の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
9 入院・外泊時加算	(1)入院・外泊時加算(I)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。（2）において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。 ※地方公共団体が設置する指定障がい者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。 ※入院又は外泊の初日及び最終日は算定できない。（※は（2）において同じ） (2)入院・外泊時加算(II)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障がい者支援施設に置くべき従業者をいう。10及び11において	平18厚告第523号別表第9の6の注1  平18厚告第523号別表第9の6の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>同じ。)が、個別支援計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定できない。</p> <p>※地方公共団体が設置する指定障がい者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。</p>				
10 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障がい者支援施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。ただし、入院期間が4日未満の場合は1回以上、4日以上の場合は2回以上訪問する必要がある。</p>	平18厚告第523号別表第9の7の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
11 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護を受ける者に限る。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障がい福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算できない。</p>	平18厚告第523号別表第9の8の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
12 体験宿泊支援加算	<p>運営規程において当該指定障がい者支援施設が地域生活拠点等であることを定めているとして届け出た指定障がい者支援施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を利用する場合において、当該指定障がい者支援施設に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p>	平18厚告第523号別表第9の8の2の注 平18厚告第551号第9号のホ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
13 地域生活移行個別支援特別加算	<p>(1) 地域生活移行個別支援特別加算(I)については、次の①～⑤のいずれにも該当しているものとして届け出た指定施設入所支援の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①第2の一の(6)の①により置くべき生活支援員に加え、(2)の①又は②のいずれかに該当する利用者に対する生活支援員を配置することが可能であること。</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。</p> <p>③精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること(運営規程における主たる対象とする障がいの種類が精神障がいである場合に限る)。</p> <p>④従業者に対し、医療保護法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障がい者の支援に関する研修が年1回以上行われていること</p> <p>⑤保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。</p> <p>(2) 地域生活移行個別支援特別加算(II)については、(1)の地域生活移行個別支援特別加算(I)が算定されている指定障がい者支援施設であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障がい福祉サービスを行う事業所及び指定障がい者支援施設において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者 ②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者</p>	平18厚告第523号別表第9の9の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
14 栄養マネジメント加算	<p>次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定障がい者支援施設について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p>	平18厚告第523号別表第9の10の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	④入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。				
15 経口移行加算	(1) 指定障がい者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算していないか。	平18厚告第523号別表第9の11の注1、注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。	平18厚告523別表第9の11の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
16 経口維持加算	(1) 指定障がい者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。(3)において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算していない場合は算定していないか。	平18厚告第523号別表第9の12の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)については、協力歯科医療機関を定めている指定障がい者支援施設等が、(1)の経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(生活介護を行うために配置された医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第9の12の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食	平18厚告523別表第9の12の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。				
17 口腔衛生管理体制加算	当該指定障がい者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして市長に届け出た指定障がい者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号別表第9の12の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
18 口腔衛生管理加算	当該指定障がい者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして届け出た指定障がい者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。 ※17の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	平18厚告第523号別表第9の12の3の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
19 療養食加算	管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障がい者支援施設において、疾病医療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告第523号別表第9の13の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
20 福祉・介護職員処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障がい者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。21において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算（I）2から19までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数	平18厚告523別表第9の14の注 平18厚告543の二十五	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から19までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から19までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p>				
21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定障がい者支援施設等が、利用者に対し、指定障がい者支援施設を行った場合に、2から19までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523 別表第9の15の注 平18厚告543の二十六 二十一（準用）	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
22 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定障がい者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合は、1から19までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523 別表第9の16の注、 平18厚告543の二十六の二 三の二（準用）		適・否・非該当	

## 2 生活介護

2 生活介護サービス費	(1) 生活介護サービス費については、次の①から⑤までのいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護を行った場合に、利用定員及び障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 ① 施設入所者のうち、区分4(50歳以上の者にあっては区分3)以上に該当するもの ② 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあっては区分2)以上に該当するもの ③ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であって、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの ④ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分2(50歳以上の者にあっては区分1)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの ⑤ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの	平18厚告523 別表第6の1 の注1 平18厚告556 の二 平18厚告556 の三 平18厚告556 の四	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(1-2) 共生型生活介護サービス費(I)については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第6の1 の注1の2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(1-3) 共生型生活介護サービス費(II)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第6の1 の注1の3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 共生型生活介護サービス費については、次の①及び②のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算しているか。 ① サービス管理責任者を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。	平18厚告523 別表第6の1 の注8の3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

	(3) 利用者が生活介護以外の障がい福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第6の1 の注9	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
3 減算	生活介護サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。				
(1) 定員超過	ア 1日当たりの利用者の数 (I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（II）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（II）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第6の1 の注5(1) 平18厚告550 の二のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に75を加えて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、定員11人以下のは、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を越える場合に減算)		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 多機能型定員超過	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(3) 人員欠如	(共生型生活介護事業所を除く) エ 指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70 (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50	平18厚告523 別表第6の1 の注5(1) 平18厚告550 の二のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

	(共生型生活介護事業所を除く) オ 指定生活介護事業所等に置くべきサービス管理責任者の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 (一) 減算が適用される月から 5 月末満の月については、所定単位数の 100 分の 70 (二) 減算が適用される月から連續して 5 月以上の月については、所定単位数の 100 分の 50		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(4) 個別支援計画未作成	(共生型生活介護事業所を除く) カ 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 (一) 作成されていない期間が 3 月末満の場合、所定単位数の 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合、所定単位数の 100 分の 50	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(5) 開所時間減算	キ 当該指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所の運営規程に定める営業時間の時間数が、4 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 50、4 時間以上 6 時間未満の場合は所定単位数の 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(6) 短時間利用による減算	ク 前 3 月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間（前 3 月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が 5 時間未満の利用者の占める割合が 100 分の 50 以上である場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(7) 大規模事業所の基本報酬	ケ 一体的な運営が行われている利用定員が 81 人以上の指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービスを行った場合には、所定単位数の 1000 分の 991 に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 7	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(8) 医師未配置減算	(共生型生活介護事業所を除く) コ 医師が配置されてない場合は、1 日につき 12 単位を減算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 8	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(9) 身体拘束廃止未実施減算	サ 第 4 の 36 に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1 日につき所定単位数を減算しているか。ただし、第 4 の 36 の (3) に該当する場合であっても、令和 5 年 3 月 31 日までの間は減算しない。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 8 の 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

4 人員配置体制加算	<p>(1) 人員配置体制加算（I）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六の口に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護又は共生型生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（2 の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。）に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあたっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 1 平 18 厚告 551 の六の口</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	
	<p>(2) 人員配置体制加算（II）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のハに適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護又は共生型生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（I）を算定している場合は算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 2 平 18 厚告 551 の六のハ</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	
	<p>(3) 人員配置体制加算（III）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のニに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（I）又</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 3 平 18 厚告 551 の六のニ</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	

	は人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。				
5 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障がい福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障がい者施設基準第4条第1項若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（生活支援員）として常勤で配置されている従業者又は指定障がい福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者（共生型生活介護従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の3の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第6の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。 ① 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平18厚告523 別表第6の3の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
6 常勤看護職員等配置加算	(1) 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）については、看護職員を常勤換算方法（指定障がい福祉サービス基準第2条第16号又は指定障がい者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。）で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、(2)の常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）又は(3)の常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、算定していないか。 (2) 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）については、看護職員を常勤換算方法で	平18厚告523 別表第6の3の2の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

	<p>2人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の五の二の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、(3)の常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。</p>	表第6の3の2 の注2	係資料		
	(3) 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第6の3の2 の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(4) 常勤看護職員等配置加算(I)から(Ⅲ)までについては、3の(1)～(3)に該当する場合は、算定しない。	平18厚告523別表第6の3の2 の注4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
7 視覚・聴覚言語障がい者支援体制加算	視覚障がい者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の4の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
8 初期加算	指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の5の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
9 訪問支援特別加算	指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の6の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

10 欠席時 対応加算	指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障がい者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第6の7の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
11 重度障 がい者支援 加算	(1) 重度障がい者支援加算(I)については、人員配置体制加算(I)及び常勤看護職員等配置加算(III)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障がい者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。  (2) 重度障がい者支援加算(II)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障がい者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ※次の①及び②のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 ①強度行動障がいを有する者が1人以上利用していること。 ②指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障がい支援者養成研修等（実践研修）の課程を修了した者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。  (3) 重度障がい者支援加算(II)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）に適合しているものとして市に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者（※2）が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（※3）に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算しているか。 ただし、当該厚生労働大臣が定める者（※2）1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定していないか。 ※1 指定障がい福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加え、強度行動障がい支援者養成研修等（基礎研修）の課程を修了した者を1以上配置していること。 ※2 強度行動障がい支援者養成研修等（基礎研修）の課程を修了した者 ※3 強度行動障がいを有する者  (4) (3) の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。	平18厚告523別表第6の7の2の注1  平18厚告523別表第6の7の2の注2  平18厚告523別表第6の7の2の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当  適・否・非該当  適・否・非該当	

	(5) 重度障害者支援加算(Ⅰ)及び重度障害者支援加算(Ⅱ)については、指定障がい者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算していないか。	平18厚告523 別表第6の7の2 の注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
12 リハビリテーション加算	(1) リハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 ②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ④指定障がい者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障がい福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。	平18厚告523 別表第6の8の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) リハビリテーション加算(Ⅱ)については、上記(1)の①から⑤までのいずれも満たすものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、上記(1)に規定する障がい者以外の障がい者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の8の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
13 利用者負担上限額管理加算	指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障がい者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の9の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
14 食事提供体制加算	低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障がい者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等	平18厚告523 別表第6の10の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

	又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。			
15 延長支援加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のトに適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の六のト	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
16 送迎加算	(1) 【送迎加算 I】 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（※）を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき 21 単位を加算しているか。 ※当該月において、1回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合に限る。 (2) 【送迎加算 II】 厚生労働大臣が定める送迎（※）を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき 10 単位を加算しているか。 ※当該月において、1回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用し、または、週 3 回以上の送迎を実施している場合に限る。 (3) 【共通】 別に厚生労働大臣が定める送迎（※）を実施しており、かつ、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268 の一	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
			適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
		平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当

	障がい者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。			
	(4)【共通】 別に厚生労働大臣が定める送迎(※)を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎	平18厚告523別表第6の12の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
17 障がい福祉サービスの体験利用支援加算	(1) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(I)及び障がい福祉サービスの体験利用支援加算(II)については、指定障がい者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障がい者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に加えて算定しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ② 障がい福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	平18厚告523別表第6の13の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
	(2) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(I)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。	平18厚告523別表第6の13の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
	(3) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(II)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。	平18厚告523別表第6の13の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
	(4) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(I)又は障がい福祉サービスの体験利用支援加算(II)が算定されている指定障がい者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」6のチ(※)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 ※運営規程において、当該指定障がい者支援施設が地域生活支援拠点等であることを定めていること。	平18厚告523別表第6の13の注4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当
18 就労移行支援体制加算	指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第6の13の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当

19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（I） 2から18までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障がい者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（II） 2から18までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障がい者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（III） 2から18までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障がい者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）</p>	平18厚告523別表第6の14の注 平18厚告543の十八（同二準用）	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I） 2から18までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障がい者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II） 2から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障がい者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）</p>	平18厚告523別表第6の15の注 平18厚告543の十九（同三準用）	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告543十九の二 三の二（準用）		適・否・非該当	